

排出枠の割当てにおける勘案事項

2025年9月18日

経済産業省 GXグループ

目次

1. 本日の審議事項

- これまでの議論の状況
- 制度開始前の削減努力の考慮
- リーケージリスクの緩和措置
- GX関連の研究開発投資状況の考慮

2. 次回以降の予定

本日も議論いただきたい事項

- 本日は、割当量の算定に係る事項として、①過去の削減努力、②カーボンリーケージリスク、③GX関連の研究開発投資の状況の勘案方法について御審議いただきたい。

①制度対象

- 親子会社等の密接関係者が一体として義務を履行する場合の要件

②算定・検証

- 算定対象となるガス
- 算定の手段として認められる方法
- カーボンクレジットの扱い
- 登録確認機関の要件
- 保証水準 等

③割当方法

- ベンチマークの詳細
 - 基準活動量の考え方、業種ごとのベンチマーク算定式、割当水準等
- グランドファザリングの詳細
 - 基準排出量の考え方、割当水準 等
- 新設・廃止、活動量の増減、事業譲渡等の扱い
- 早期削減、リーケージリスク、研究開発投資状況等の勘案方法 等

ベンチマークWGにおいて議論中

④上下限価格 ・市場設計

- 上下限価格の水準、排出枠のみなし保有措置の発動要件
- 市場参加者の範囲 等

目次

1. 本日の審議事項

-これまでの議論の状況

-制度開始前の削減努力の考慮

-リーケージリスクの緩和措置

-GX関連の研究開発投資状況の考慮

2. 次回以降の予定

政府指針に基づく割当の考え方

令和6年12月19日
第5回「GX実現に向けたカーボン
プライシング専門WG」
事務局説明資料

- GX推進法に基づく「政府指針」において、産業分野別に割当量の算定方法を提示していく。
- **ベンチマークやグランドファザリングを基礎としつつ、過去の削減努力や、リーケージリスク、足下で削減効果が発現しない研究開発のための投資額に応じて割当量を調整する仕組みとする。**

業種別の基準

多排出分野	業種別ベンチマーク（基準生産量×目指すべき排出原単位の水準（※1））
その他分野	グランドファザリング（基準排出量×（1－目指すべき削減率（※1）））

+

その他の勘案事項

①早期削減	グランドファザリング対象の排出源において、 制度開始以前（※2）に基準となる削減率を超えて行った排出削減量 を基準年度排出量に加算し、割当量を算定。
②リーケージリスク	主たる事業が、 カーボンリーケージ業種（※3）に該当し、収益に占める排出枠調達コスト（排出枠不足分×平均市場価格）が一定水準を超える場合 、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。
③研究開発投資の状況	前年度に実施した GX関連の研究開発のため投資額 に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。
④活動量の変動等	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。

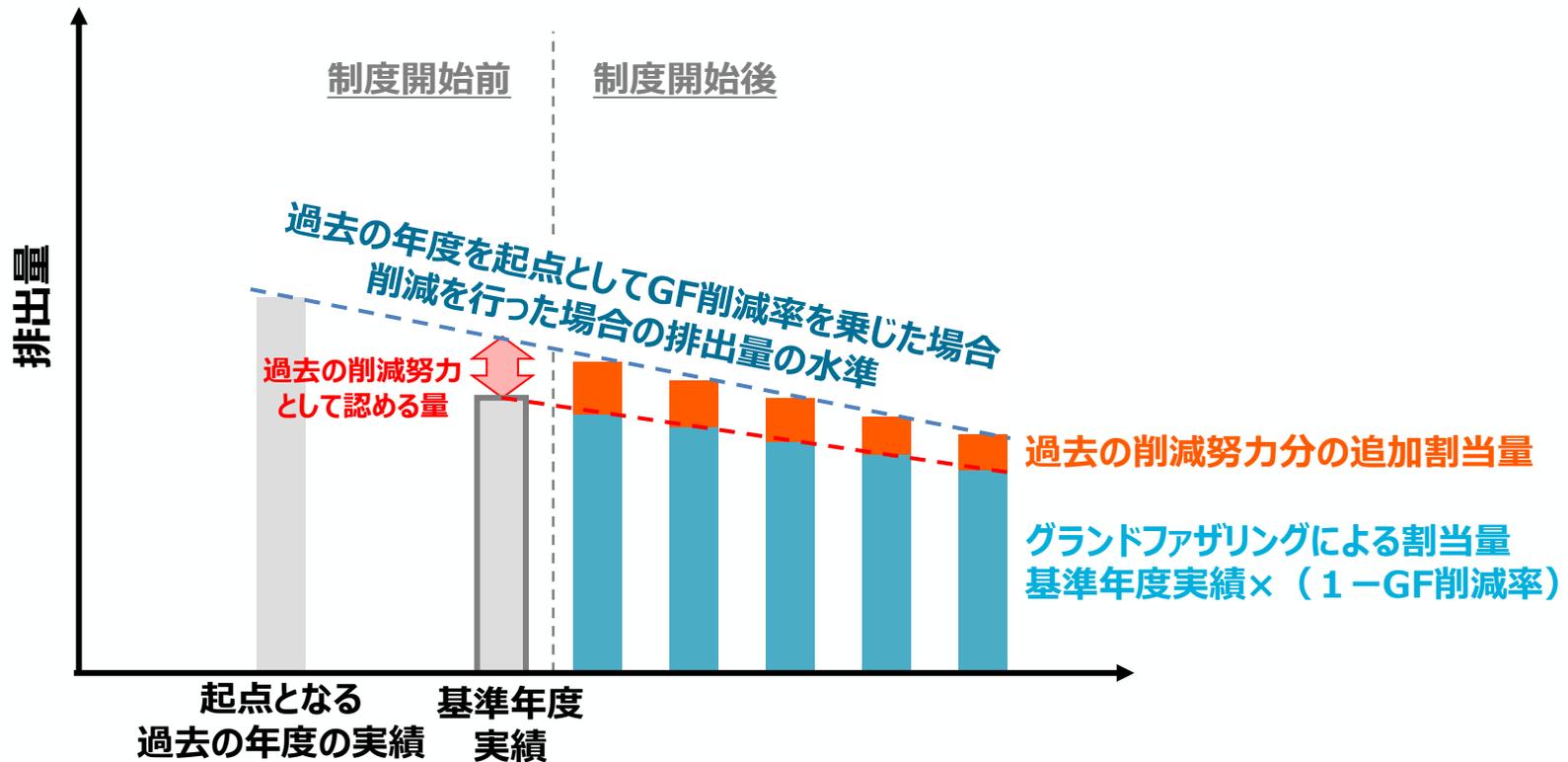
※1具体的な水準については法案成立後に検討。そのうえで、**フェーズ期間中においても、炭素価格の状況等も踏まえて、見直しを行うことも検討。**

※2過去のどの時点まで遡るかは執行可能性等も踏まえて検討。

※3カーボンリーケージ業種の定義については諸外国制度も参考としながら今後検討。

過去の削減努力（早期削減）の勘案方法のイメージ

- グランドファザリング（GF）による割当対象の排出源について、起点となる過去の年度から基準年度までにGF基準相当以上に削減した量については、制度開始前の削減努力として認め、割当量に反映。
- 具体的な算定方法や、起点となる過去の年度の考え方については、活用可能なデータの制約等も考慮しながら検討。



【参考】リーケージリスクの緩和のための措置

- リーケージリスクを緩和するための措置として、**カーボンリーケージ業種に該当する事業者**については、**排出枠調達コストが一定水準を超える場合**、**排出枠の不足分のうち一定量の追加割当**を行う。
- **カーボンリーケージ業種の定義**や、**追加割当の対象となる調達コストの水準**、**追加割当量の決定方法**等の詳細については、**産業競争力への影響等**を考慮しつつ、**諸外国制度における考え方も参照しながら今後検討**。

リーケージリスクの緩和措置の考え方

- ①主たる事業が、**カーボンリーケージ業種に該当する事業者**について、
- ②**収益に対する排出枠調達コスト（排出枠不足分×平均市場価格）の比率が一定水準を超える場合**

➡ **不足分のうちの一定割合**を翌年度の割当量に追加

（参考）諸外国におけるリーケージセクターの定義

EU-ETS（第4フェーズ）

$$\text{貿易強度} \times \text{炭素集約度} > 0.2$$

$$\text{貿易強度} = (\text{輸入額} + \text{輸出額}) / (\text{域内総生産額} + \text{輸入額})$$

$$\text{炭素集約度} [\text{kg-CO}_2/\text{€}] = \text{排出量} / \text{粗付加価値}$$

豪州セーフガードメカニズム

$$\text{貿易シェア} = (\text{輸入額} + \text{輸出額}) / \text{国内生産額} > 0.1$$

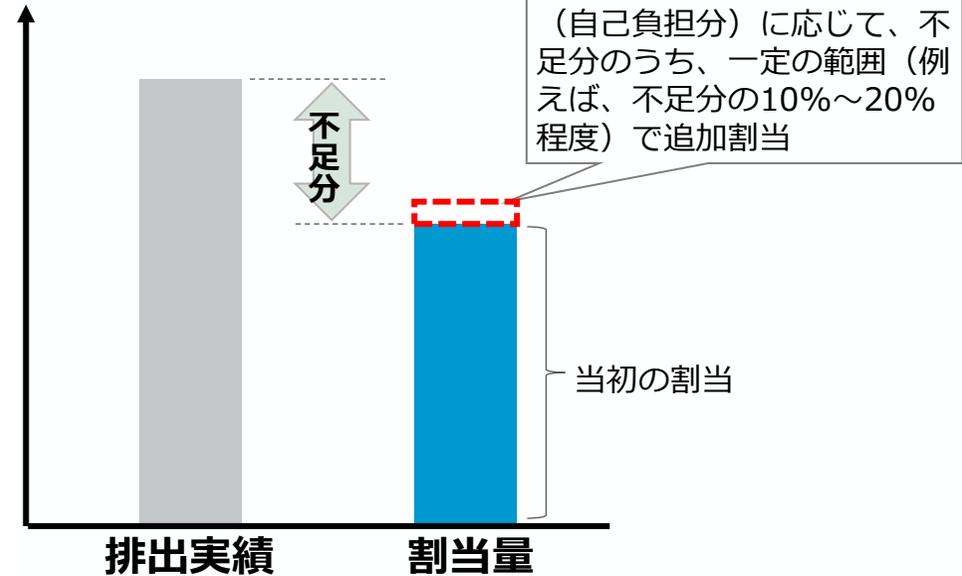
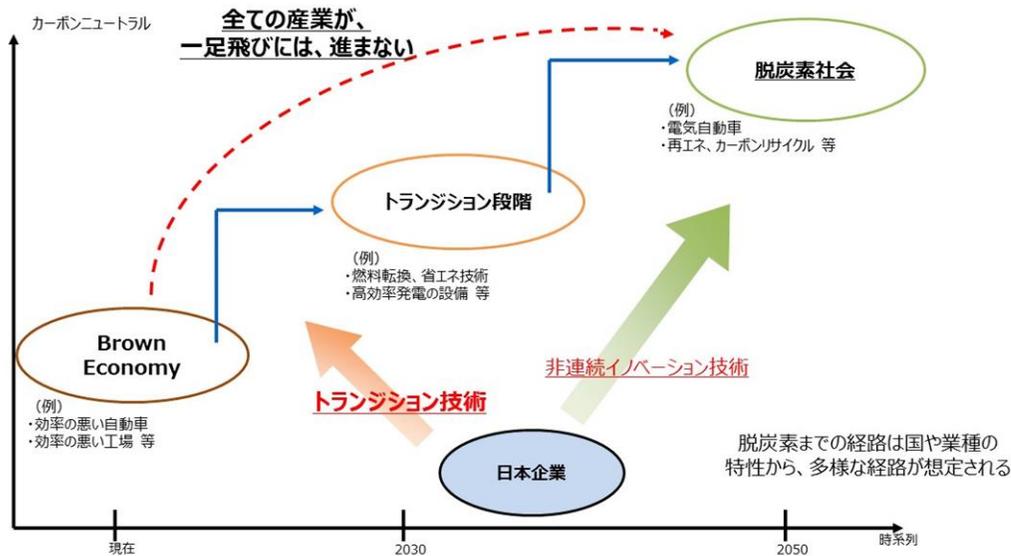
定義

※ 貿易強度×炭素集約度が0.2未満かつ0.15より大きい場合は、削減ポテンシャルや市場特性等に基づき判定。

※制度検討時の影響評価における考え方

【参考】研究開発費に応じた追加割当

- トランジション期において、企業は足下の排出削減のための燃料転換や省エネ投資等に加えて、**イノベーションのための技術開発**にも取り組む必要。
- 排出量取引制度においても、**毎年度の着実な削減**に向けた対応を促しつつも、こうした**中長期の投資のための原資が失われることのないよう**、一定水準以上の研究開発投資を行う事業者に対しては、事業者からの申請に基づいて、**排出枠の不足の範囲で追加割当を行うこととする**。
- 費用として認める範囲や、割当量の算定方法等の具体化にあたっては、透明性の確保や執行の簡素化の観点も踏まえて検討を行う。



【参考】GX2040ビジョン（抜粋）

GX2040ビジョン（令和7年2月閣議決定）

（2）成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた制度措置

1）排出量取引制度の本格稼働

①基本的考え方

ウ）排出枠の交付の方法について

ii）その他割当てを行う際に勘案すべき事情についての基準

ベンチマークの策定が困難な業種に適用されるグランドファザリングには過去の削減努力が反映されないという課題がある。この課題に対応するため、同基準による割当対象の排出源については、その割当量の算定に当たって制度開始前の削減努力を考慮することを一定の範囲で認めることとする。具体的な算定方法や、起点となる過去の年度の考え方については、活用可能なデータの制約等も考慮しながら検討する。

また、排出量取引を導入するに当たってカーボンリーケージを確実に防ぐ措置を備えた制度設計を行うことが重要である。このため、他国の立法例も参考に、主たる事業がカーボンリーケージ業種に該当する事業者については、収益に対する排出枠調達コスト（排出枠不足分×平均市場価格）の比率が一定水準を超える場合、不足分のうちの一定割合を割当量に追加する措置を講ずる。リーケージセクターの決定や同措置発動のための基準の詳細については、EUや豪州等の諸外国の例や我が国の産業の特色等も踏まえて、検討・決定していく。

さらに、トランジション期においては、企業は足下の排出量を削減するための燃料転換や省エネルギー投資等に加えて、イノベーションのための技術開発にも取り組む必要がある。こうした比較的リスクの高い投資を中長期の時間軸で行うインセンティブを損なわない制度設計とするため、一定水準以上のGXに関する研究開発投資を行う事業者に対し、排出枠が不足する場合に限って、足下での排出削減の促進を阻害しない範囲内で限定的に追加割当てを可能とする措置を導入する。本措置の導入に当たっては、実際の割当量が適正な水準となるように我が国のGXに関する研究開発の状況や関連する会計実務等を踏まえて、簡便かつ透明性を確保できる形での算定方法を検討していく。

目次

1. 本日の審議事項

-これまでの議論の状況

-制度開始前の削減努力の考慮

-リーケージリスクの緩和措置

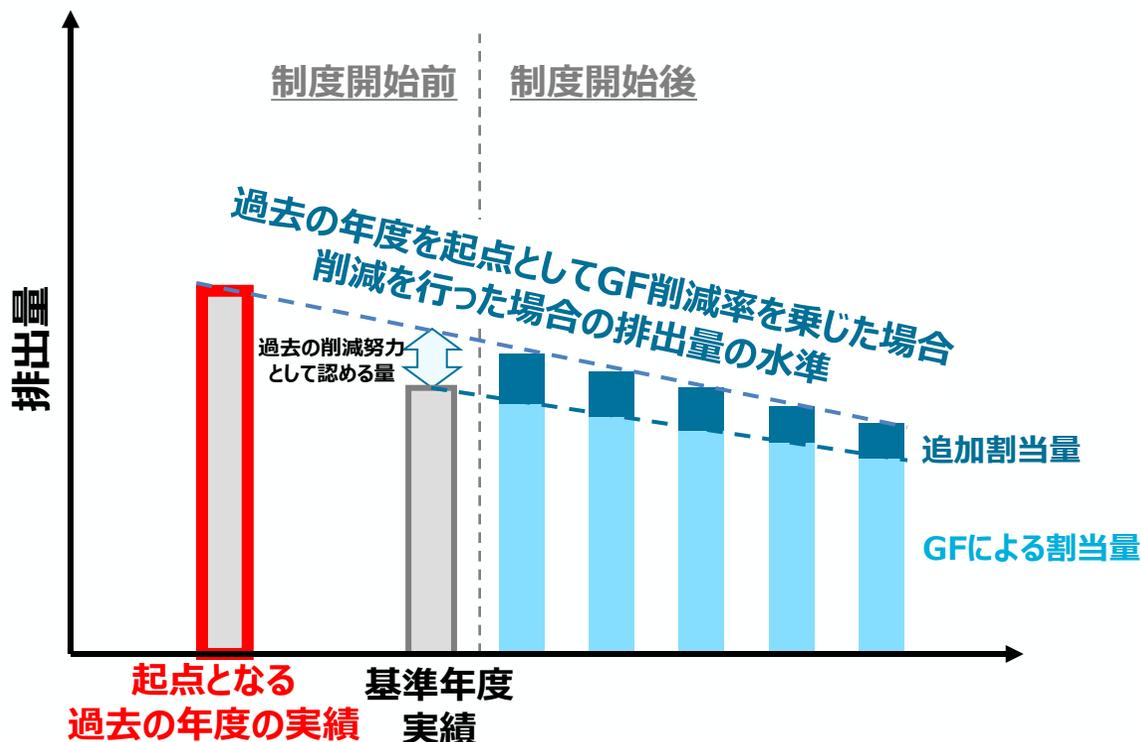
-GX関連の研究開発投資状況の考慮

2. 次回以降の予定

制度設計上の論点（過去の削減努力の勘案）

- GF対象の排出源については、起点となる過去の年度から基準期間までにGFの削減率以上に削減した量について、制度開始前の削減努力として認め、2026年以降5年間の割当量に反映する。
- 制度の具体化にあたっては、起点とする年度の考え方や、過去の削減量の確認方法を整理する必要がある。

措置のイメージ（再掲）



制度設計上の主な論点

①削減努力を勘案する期間

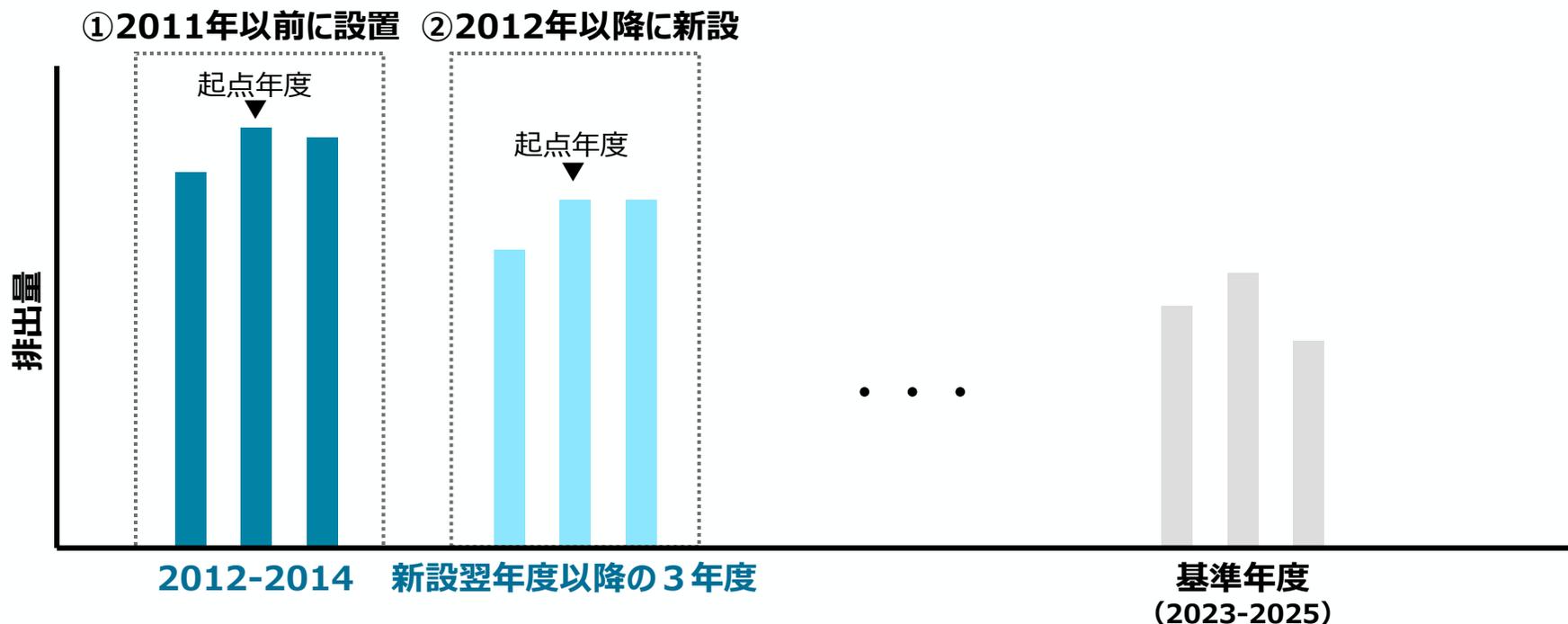
- 過去の削減努力を勘案するにあたり、何年遡るべきか。

②過去実績の参照方法

- 過去削減に対する追加割当量は登録確認機関による確認の対象に含まれる。
- 過去の排出実績の妥当性をどのように確認するか。

①削減努力を勘案する期間

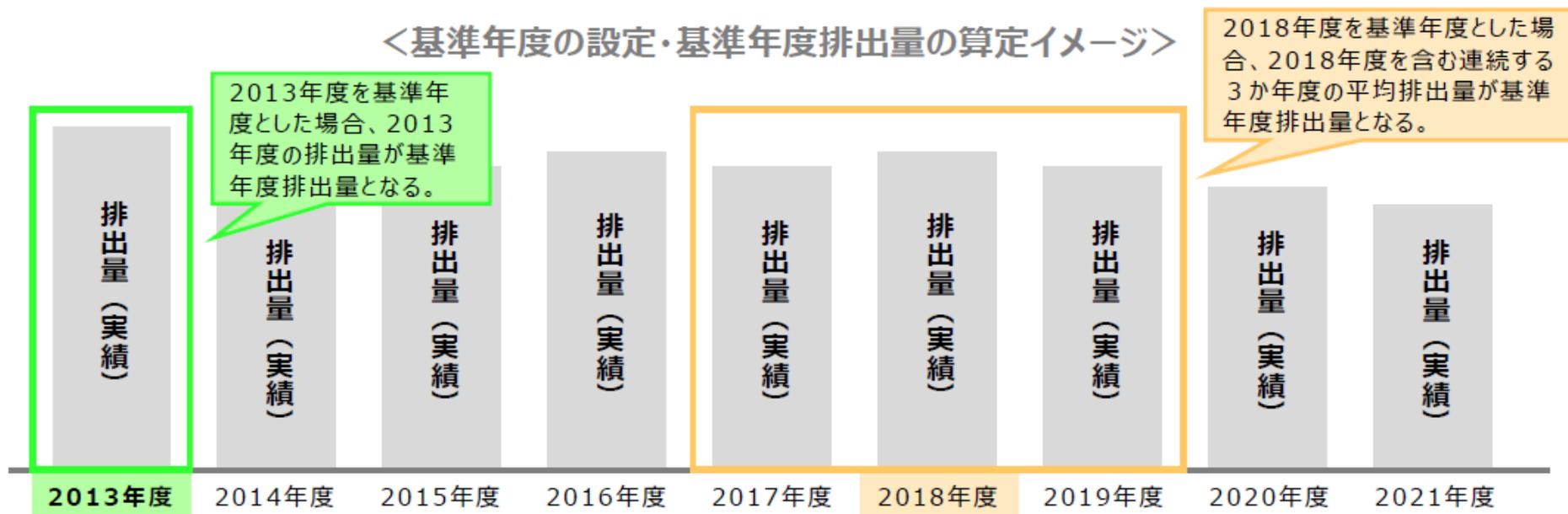
- 事業者間の公平性を確保する観点から、起点とする年度については、一律に定めることが望ましい。
- GXリーグにおいて試行的に実施した排出量取引制度において、原則として2013年度を基準年としていたことを踏まえ、起点とする年度を2013年度としてはどうか。
- ただし、2012年度以降に新設された事業所等については、新設の翌々年度を起点とする。
- いずれの場合でも、GFにおける基準年度の考え方との整合性の観点から、起点とする年度の排出量は、当該年度の前後を含む3カ年度の平均値としてはどうか。



【参考】GXリーグにおける超過削減枠の創出

- GXリーグにおける自主的な排出量取引制度においては、基準年度を原則2013年度としている。
- そのうえで、当該制度が企業が自主的に定めた目標の達成を促す仕組みであることなどから、各社の目標設定の実態を踏まえて、2014年度～2021年度の間での基準年設定も許容。
- 他方、本制度では、事業者間の公平性を高める観点から、政府指針にしたがって割当量を算定することとしており、過去の削減努力の算定起点とする年度についても、恣意性を排除した仕組みとする必要。

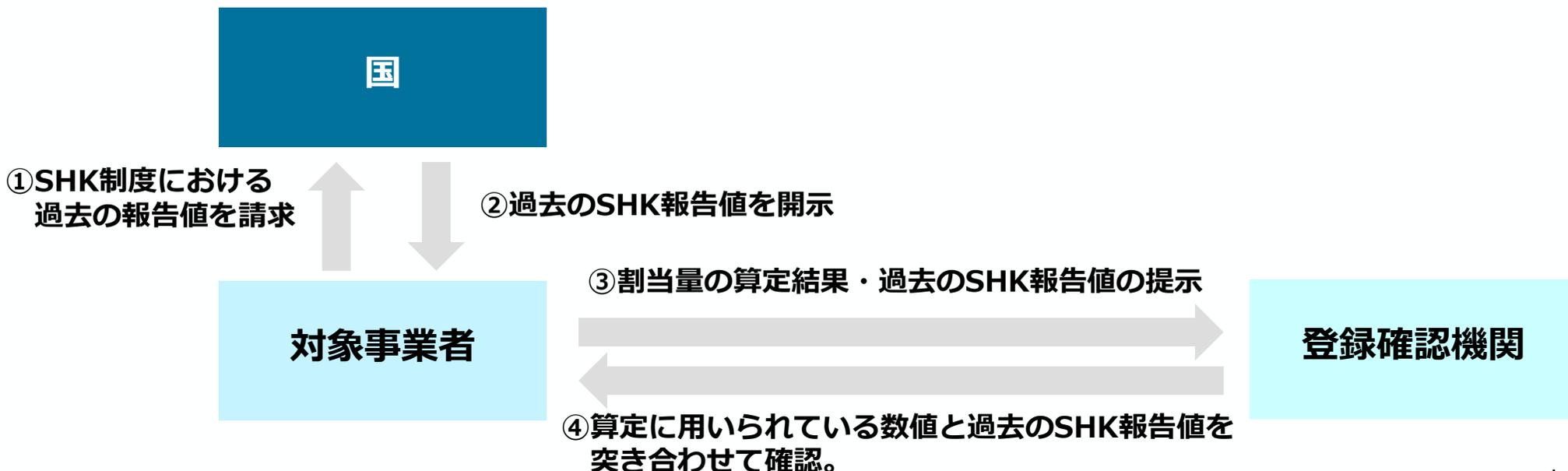
＜基準年度の設定・基準年度排出量の算定イメージ＞



② 過去実績の参照方法

- 過去の排出量については、登録確認機関の確認の範囲に含まれるが、当時の証憑類を確認することによって算定結果の妥当性を検証することが困難。
- 一定の正確性が担保されたデータとして、温対法に基づくSHK制度における排出実績（GFによる割当ての対象となる特定事業所の基礎排出量）を参照することとしてはどうか。
- ただし、SHK制度では第三者による確認を前提としていないことを踏まえ、割当量が保守的に算定されるよう、算定結果に1以下の係数（※）を乗じる。

過去の排出実績の確認方法



※第1回小委員会で提示した排出実績量の保守的推計を行う場合に乘じる調整係数と併せて今後水準を決定。

【参考】早期削減割当の計算方法

- **事業所の新設・廃止**による排出量の増減について考慮するため、**事業場単位**で過去の削減量を算定し、合算したものを当該事業者の早期削減量とする。

① 算定対象とする事業所の特定

- 割当対象年度に保有するGF対象の特定事業所における過去の削減量を勘案。

② 過去の削減量の算定起点の特定

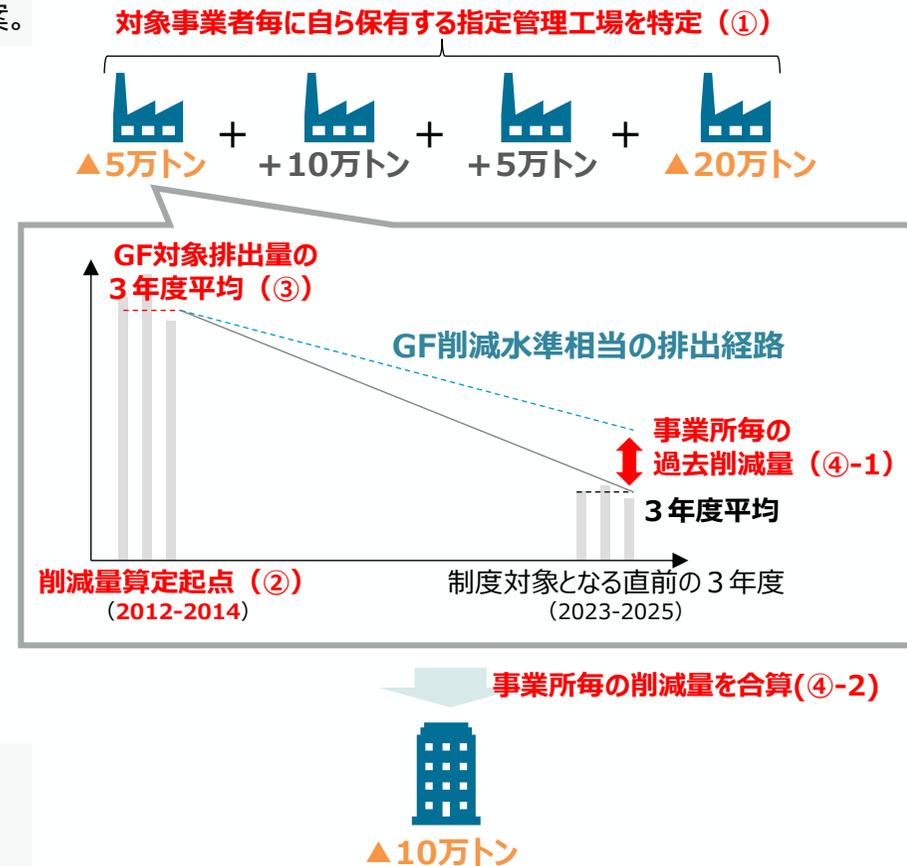
- 1) 2011年度以前に特定事業所となった事業所
 - 2012年度から2014年度の3年度平均
- 2) 2012年度以降に特定事業所となった事業所
 - 指定された翌年度以降の連続する3年度平均

③ 起点年度における事業所毎の排出量の算出

- SHK制度における報告値を参照し、対象事業所の過去の排出量を算定。
 - 基準年度（2023-2025）におけるSHK制度報告値のうち、GFによる割当ての対象となる直接排出量の割合を算定。
 - 過去年度のSHK制度報告値に上記のGF対象排出の割合を乗じることで、過去年度の対象排出を算出。

④ 削減量の算定

- 事業所毎に、起点となる過去の年度からGF水準を超えて削減した量を算出。
- 事業所毎の削減量を合算し、事業者全体の「過去削減量」を算出。
- 上記削減量に、割当対象年度のGF削減率と1以下の係数（保守的推計）を乗じて割当量を決定。



目次

1. 本日の審議事項

- これまでの議論の状況
- 制度開始前の削減努力の考慮
- リーケージリスクの緩和措置
- GX関連の研究開発投資状況の考慮

2. 次回以降の予定

制度設計上の論点（リーケージリスクの勘案）

- 本制度では、カーボンリーケージ業種に該当する事業者に対して、一定の要件を満たす場合に追加割当を行うこととしている。
- 具体化にあたっては、措置の発動要件や、割当量の水準について検討する必要がある。

リーケージリスクの緩和措置の考え方（再掲）

- ①主たる事業が、**カーボンリーケージ業種**に該当する事業者について、
- ②**収益に対する排出枠調達コスト（排出枠不足分×平均市場価格）の比率が一定水準を超える場合**

➡ **不足分のうちの一定割合**を翌年度の割当量に追加

制度設計上の主な論点

- ①**カーボンリーケージ業種の特定方法**
 - 我が国における業種毎のリーケージリスクの評価方法について、諸外国制度も参考に検討。
- ②**排出枠調達コスト÷収益の閾値**
 - 措置の発動要件について、企業の財務状況等を踏まえながら検討。
- ③**追加割当量の水準**
 - 排出枠の不足の範囲内でどの程度の追加割当を行うかについて、制度の実効性への影響も踏まえながら検討。

①カーボンリーケージ業種の特定方法

- カーボンリーケージセクターの定義について、欧州では貿易強度に加え、炭素集約度を考慮した指標によって判定を行っている。
- 一方、豪州では、貿易シェアのみで判定を行ったうえで、企業毎の収益あたりの制度遵守コストを指標として基準緩和の適用の該非を判断する仕組みとすることで、炭素集約度が考慮される仕組みとなっている。
- 本制度においては、豪州同様、追加割当の適用要件として、収益あたりの排出枠調達コストを採用することを踏まえ、リーケージ業種の判定においては貿易シェアを考慮することとしてはどうか。
- なお、リーケージ業種の判定における貿易シェアの閾値としては、豪州同様に0.1を採用。

諸外国におけるリーケージセクターの定義（再掲）

EU-ETS（第4フェーズ）

$$\text{貿易強度} \times \text{炭素集約度} > 0.2$$

$$\text{貿易強度} = (\text{輸入額} + \text{輸出額}) / (\text{域内総生産額} + \text{輸入額})$$

$$\text{炭素集約度} [\text{kg-CO}_2/\text{€}] = \text{排出量} / \text{粗付加価値}$$

豪州セーフガードメカニズム

$$\text{貿易シェア} = (\text{輸入額} + \text{輸出額}) / \text{国内生産額} > 0.1$$

定義

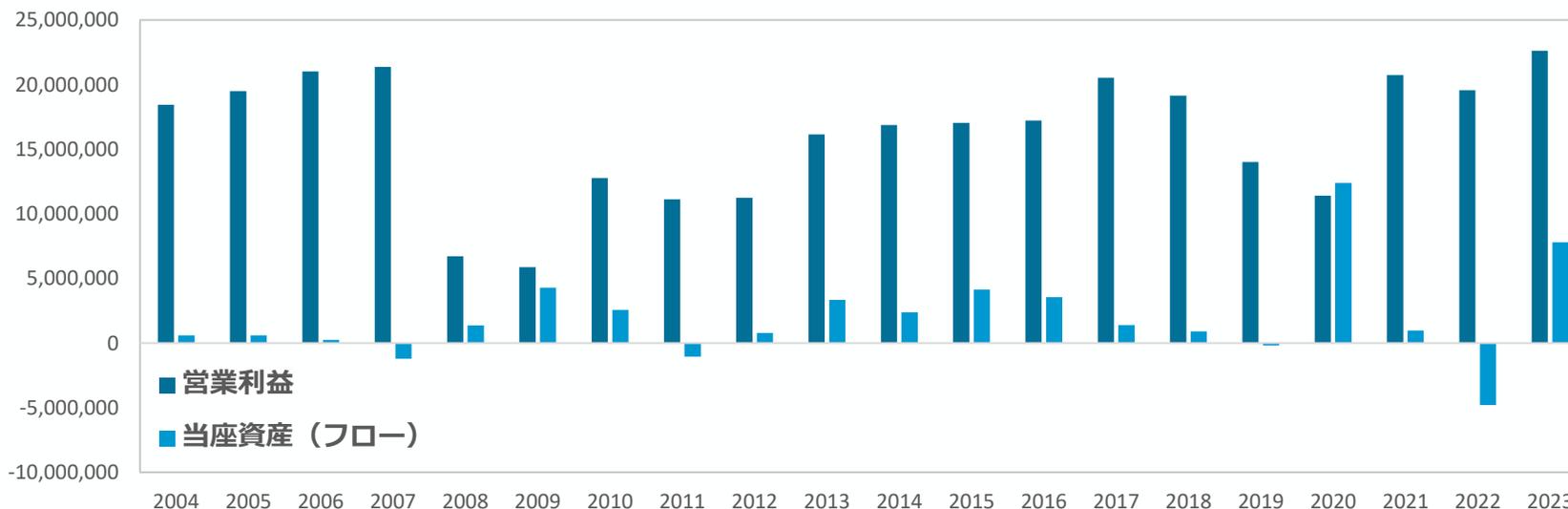
※ 貿易強度×炭素集約度が0.2未満かつ0.15より大きい場合は、削減ポテンシャルや市場特性等に基づき判定。

※ 制度検討時の影響評価における考え方

② 排出枠調達コスト／収益の閾値

- 排出枠調達コスト／収益の閾値については、過度な負担を回避する観点から、**事業者の支払能力を踏まえて検討**する必要がある。
- 例えば、短期の支払能力に直結する**現預金等の当座資産**の積み上げ額は、コロナ禍やリーマンショックの影響があった年度を除くと、**直近20年間の平均で営業利益の8%程度**。
- 閾値の具体的な水準については、こうした国内事業者の財務状況も踏まえて検討することとしてはどうか。

営業利益と当座資産（フロー）



出典) 法人企業統計調査をもとに事務局作成。

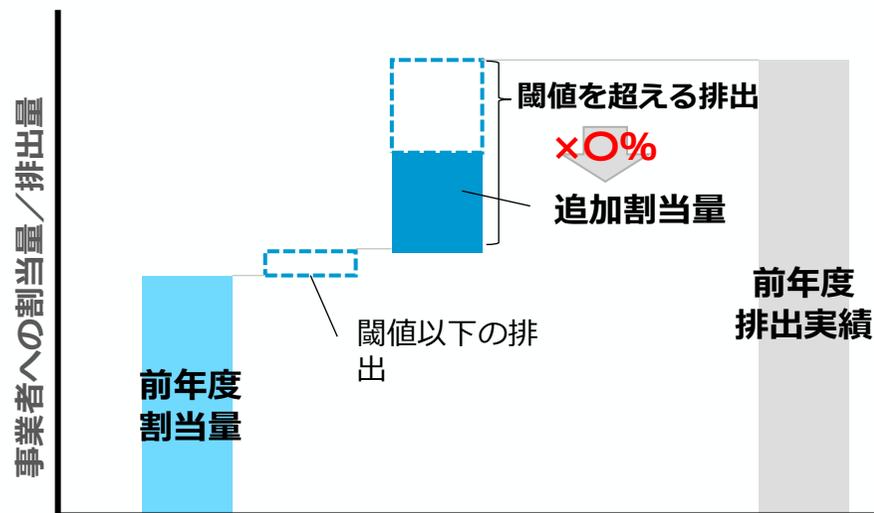
※ 当座資産は、現金、預金、一時所有の有価証券の合計額。

既存研究によれば、企業は特に「将来、予想外の投資案件が生じた時の備え」や「将来のキャッシュフロー不足に対する備え」等の予備的動機から余剰資金を保有していると考えられる（佐々木 他，現代ファイナンスNO.37 2016年3月，19-48）。

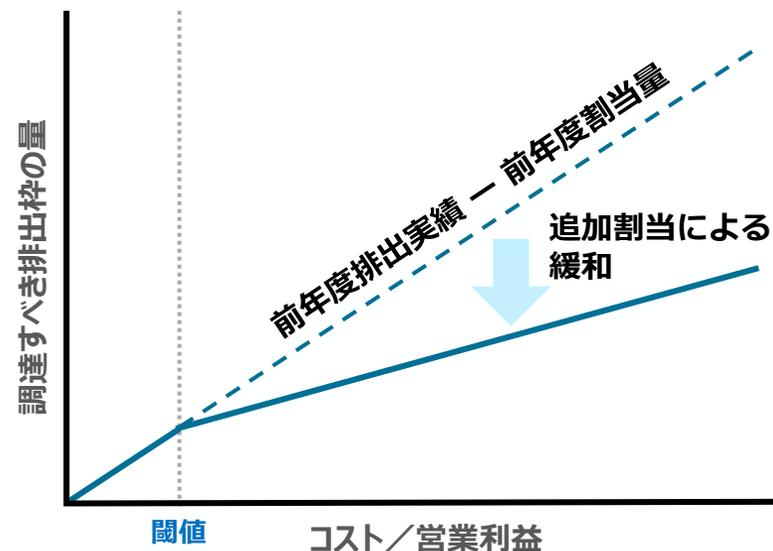
③追加割当量の水準

- 本措置においては、排出枠調達コスト／収益の閾値を超えて生じた排出枠の不足分について、一定率を乗じた量を追加的に割り当てることを想定。
 - 割当量の具体的な水準については、対象事業者の国外移転に繋がるような過度な負担の回避に加え、制度対象者の脱炭素投資に向けたインセンティブの確保や、排出枠の需給への影響など、制度全体としての実効性を担保する観点から検討が必要ではないか。
- ※ なお、追加割当量の水準や排出枠調達コスト／収益の閾値については、次回以降提示予定のベンチマーク・グランドファザリングの割当水準とも併せて継続的に議論。

追加割当量の算出方法



措置のイメージ



【参考】豪州におけるリーケージ対策

- 世界全体での排出削減を実現する観点からは、カーボンリーケージの回避は重要な課題。また、経済成長・産業競争力の強化や、国内雇用への影響の観点からも重要な論点。
- 諸外国制度においても、リーケージリスクの高い業種に対する緩和措置等を実施。
- 豪州では、目標遵守コストに応じて削減目標を緩和するスキームを導入。

豪州セーフガードメカニズムにおける措置の概要

- **炭素集約型貿易産業**として規定される業種（※1）に該当する施設について、各年度の排出量実績の確定後、当該施設において、**収益（※2）に占める目標遵守コストの割合が3%以上の場合**に、目標削減率を緩和。

$$\text{目標遵守コスト} = \text{排出超過量} \times \text{クレジット価格}$$

- 認定施設については、最大で目標削減率を基準値の4.9%/年から1%/年まで引下げ（3.9%の割引）。

※1 制度検討時の影響評価において、**国内生産額に対する輸出入額の割合が10%以上**となる業種として定義。

※2 製造業の場合は**EBIT**、業務部門の場合は**売上高**。

目次

1. 本日の審議事項

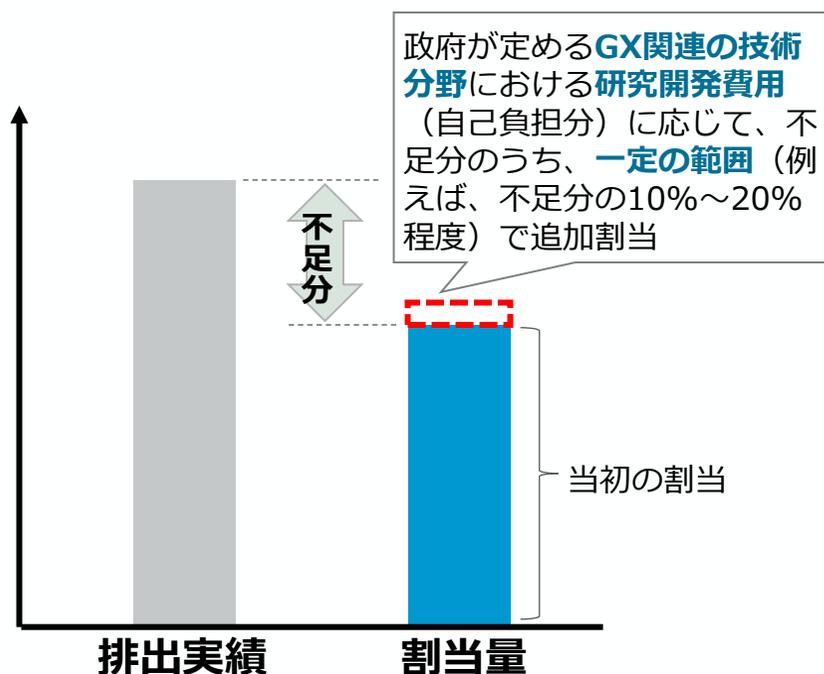
- これまでの議論の状況
- 制度開始前の削減努力の考慮
- リーケージリスクの緩和措置
- GX関連の研究開発投資状況の考慮**

2. 次回以降の予定

制度設計上の論点（研究開発投資状況の勘案）

- 措置の具体化にあたっては、透明性や執行可能性の確保を大前提として、制度対象事業者が実施するGX関連分野の研究開発投資額の特定方法や追加割当量の算定方法を検討する必要。

措置のイメージ



制度設計上の主な論点

①各社が保有するGX関連技術の特定

- 執行可能性・透明性の観点から、外形的に確認可能な公表情報等を通じて対象事業者が保有するGX関連技術を特定する方法を検討。
- この際、既存の政策も踏まえながら、GX関連技術の定義を明確化する必要。

②関連する研究開発費の確認

- 上記の保有技術に関連する研究開発費の特定方法及び確認の手続きを検討。

③追加割当量の算定方法

- 投資額の関数として割当量を決定する方法について検討。

①各社が保有するGX関連技術の特定

- 制度の透明性を確保する観点からは、公表情報等に基づいて企業が保有するGX関連技術を特定する仕組みとすることが望ましい。
- 研究開発に関連する公表情報として、特許情報等が活用可能か。

特許情報プラットフォーム J-PlatPat

Q 特許・実用新案検索 ▶ ヘルプ

書誌的事項・要約・請求の範囲のキーワード、分類(F I ・ Fターム、 I P C)等から、特許・実用新案公報、外国文献、非特許文献を検索できます。
対象の文献種別や検索キーワードを入力してください。(検索のキーワード内は、スペース区切りでOR検索します。)
分類情報については、[特許・実用新案分類照会\(PMGS\)](#)を参照ください。
過去の検索結果を用いた絞り込み検索も可能です。検索履歴番号は、検索履歴タブから確認してください。
検索履歴番号を指定して検索する場合、文献種別の国内文献又は外国文献の設定は、過去の検索時と同じになるように設定してください。

選択入力 論理式入力 検索履歴

論理式を読み込む 論理式を保存 入力された条件や論理式の保存/読み込みができます。検索オプションの内容も保存されます。

テキスト検索対象
 和文 英文

文献種別 詳細設定 +

国内文献 all 外国文献 1 非特許文献

論理式

例) 組成物/AB*情報を含む制御方法/CL

検索式を入力

関連技術分野の特許の保有・出願状況をシステム上で確認可能

【参考】GX技術区分表

- 特許庁は、各企業等におけるGXに関する取組等を客観的に示すことを目的に、GX技術区分表を開発。
- 技術区分ごとに定義された検索式を特許情報プラットフォーム上で入力することで、各社が保有するGX関連技術を検索可能。
- 本検索式を用いれば、GX関連技術を客観的に判定可能。

大区分	中区分	小区分
gxA	エネルギー供給	
01	太陽光発電	
	a	太陽光発電
02	太陽熱利用	
	a	太陽熱発電
	b	太陽熱集熱器・太陽熱システム
03	風力発電	
	a	風力発電
04	地熱利用	
	a	地熱発電
	b	地熱集熱器・地熱システム
05	水力発電	
	a	水力発電
06	海洋エネルギー発電	
	a	波力・潮力発電
	b	海洋温度差発電・海洋濃度差発電
07	バイオマス	
	a	バイオ固体燃料
	b	バイオ液体燃料
	c	バイオガス
08	原子力発電	
	a	核融合炉・原子炉・原子力プラント
09	燃料電池	
	a	燃料電池・燃料電池システム（定置用・移動体用）
10	水素技術	
	a	水素の製造
	b	水素の貯蔵・輸送・供給・水素ステーション
	c	水素の燃焼による利用（水素エンジン等）
11	アンモニア技術	
	a	アンモニアの製造
	b	アンモニアの貯蔵・輸送
	c	アンモニアの燃焼による利用

大区分	中区分	小区分
gxB	省エネ・電化・需給調整	
01	建築物の省エネルギー化（ZEB・ZEH等）	
	a	建築物の断熱
	b	高効率空調
	c	高効率給湯器
	d	高効率照明（LED・OLED）
02	高効率モータ・インバータ	
	a	高効率モータ・インバータ
03	コージェネレーション	
	a	コージェネレーション
04	水・廃水・下水または汚泥の処理における省エネ・需給調整	
	a	水・廃水・下水または汚泥の処理における省エネ・需給調整
05	電動モビリティ	
	a	電気自動車・ハイブリッド自動車
	b	その他（航空機・船舶等）
06	熱の電化	
	a	抵抗加熱・赤外線加熱
	b	誘導加熱
	c	電磁波加熱（マイクロ波加熱・誘導加熱）
	d	放電加熱
07	送配電・スマートグリッド	
	a	直流送配電（HVDC等）
	b	スマートグリッド
08	電力系統の需給調整	
	a	VPP・ネガワット・リソースアグリゲーション
gxC	電池・蓄エネ	
01	二次電池	
	a	二次電池
	b	二次電池のモジュール関連技術
02	力学的エネルギー貯蔵	
	a	揚水発電・フライホイール・圧縮空気蓄電
03	熱エネルギー貯蔵	
	a	蓄熱装置・蓄熱材料（カルノーバッテリー含む）
04	電気二重層キャパシタ・ハイブリッドキャパシタ	
	a	電気二重層キャパシタ・ハイブリッドキャパシタ

大区分	中区分	小区分
gxD	非エネルギー分野のCO2削減	
01	バイオマスからの化学品製造	
	a	バイオマスプラスチック
	b	セルロースナノファイバー
	c	バイオマスからの化学品の製造
02	製鉄プロセスにおけるCO2削減	
	a	水素還元製鉄
	b	直接還元法（DRI）
	c	高反応性コークス
	d	電解還元法
03	リサイクル	
	a	プラスチックリサイクル
	b	鉄リサイクル
	c	アルミリサイクル
	d	銅リサイクル
gxE	温室効果ガスの回収・貯留・利用・除去	
01	CCS・CCUS・ネガティブエミッション	
	a	CO2の吸収分離
	b	CO2の吸着分離
	c	CO2の膜分離
	d	DAC（Direct Air Capture）
	e	酸素燃焼・ケミカルルーピング
	f	地中への貯留・地中への有効利用
	g	炭酸塩としての固定（コンクリート等・鉄鋼スラグ）
	h	生物によるCO2の吸収固定（森林・農地土壌炭素・都市緑化・海洋生物系）
	i	CO2の還元による炭化水素等への変換（メタネーション・電解合成・カルボキシル化・人工光合成等）
	j	CO2の非還元的手法による変換
	k	CO2の輸送
02	非CO2温室効果ガス対策	
	a	フロン回収・分解・無害化
	b	グリーン冷媒（低GWP冷媒）
	c	家畜・農地由来の非CO2温室効果ガスの低減

※ GX技術区分表は、以下6名の外部有識者からなる検討会における議論を経て、温室効果ガスの削減効果大きいとされる技術を選定し作成。

秋元 圭吾（RITE システム研究グループリーダー・主席研究員）、尾山 宏次（JST 研究開発戦略センターフェロー）、古山 通久（信州大学 教授）、田中 謙司（東京大学大学院准教授）、土肥 英幸（ENEOS 総研 エネルギー技術調査部長（前 NEDO 環境・化学ユニット長））、中垣 隆雄（早稲田大学 教授）

【参考】 検索式の構成

- GX技術区分表における検索式は、国際特許分類（IPC）及び「発明の名称」、「要約」、又は「特許請求の範囲」に使用されるテキストの組合せで構成。

GX技術区分表の検索式

技術区分表			検索式	【参考】 検索式（和文テキスト）	
大区分	中区分	小区分	No.	IPC	× テキスト（発明の名称、要約、特許請求の範囲）
	03	風力発電			
		a	風力発電		
			検索式①	F03D	× なし
			検索式②	B60L53/52	× なし
			検索式③	B60L8/	× 風力,5n,発電
			検索式④	H02S10/12	× なし
			検索式⑤	G06F113/06	× なし

IPCが、F03D、B60L53/52、H02S10/12、又はG06F113/06であるか、

IPCが、B60L8/であり、かつ「発明の名称」、「要約」、又は「特許請求の範囲」に「風力」と「発電」の文字が順不同で5単語以内に含まれている必要がある。

J-PlatPat上の公開情報

出願番号（国際出願番号）：特願2022-120078

公開番号（公開出願番号）：特開2022-136246

出願日：2022年7月28日

公開日（公表日）：2022年9月15日

要約（抄）：【課題】利用価値を高めた電動車を提供する。【解決手段】この電動車1は、蓄電池4に対する電気供給手段2として、太陽光発電手段2 1と、風力 発電手段2 2と、振動発電手段2 3と、温度差発電手段2 4と、雨水発電手段2 5と、を備えている。

請求項（抄）：蓄電池に蓄えられた電気を動力源として走行する電動車であって、前記蓄電池に対する電気供給手段として、太陽光発電手段と、風力 発電手段と、振動発電手段と、温度差発電手段と、雨水発電手段と、を備えていることを特徴とする 電動車。

IPC（抄）：**出願者が記載（テキスト要件：「風力」と「発電」の文字が順不同で5単語以内であることを満たす。）**

B60L8/00 (2006.01)

特許庁が審査の上付与（IPC要件：「B60L8/」であることを満たす。）

② 関連する研究開発費の確認

- 通常、企業は特許とその発明のもととなった研究開発プロジェクトを紐づけて管理。
- GX関連技術に係る特許に関連する研究開発プロジェクトを特定したうえで、当該研究開発プロジェクトに係る費用を研究開発費とする。
- 企業は、研究開発費について第三者の確認を受けたうえで、特許情報と研究開発プロジェクトの紐づけを証明する資料と、当該第三者による確認書を国に提出。

研究開発費の算定に係る証憑類

① GX技術区分に該当する出願情報

- 公開された出願情報の写し

② 研究開発PJと出願情報の紐づけを示すもの

- 研究開発PJの概要が記された決裁資料等（GX技術区分の検索式中のキーワードを含むもの）
- 社内の知財管理の情報（出願された特許と研究開発PJの紐づけが確認できるもの）

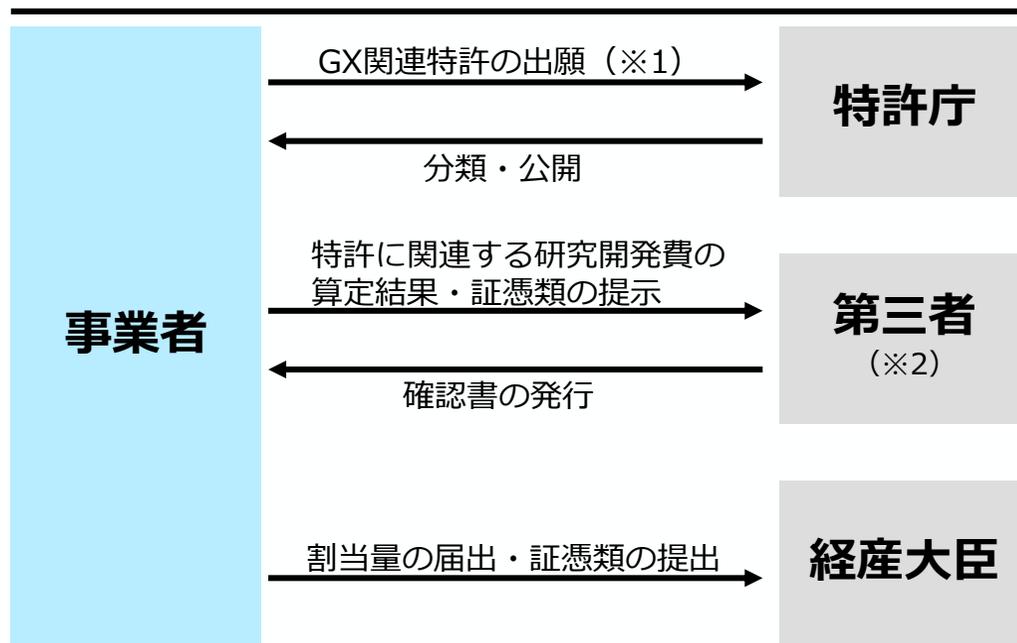
③ 該当する研究開発PJの費用

- 会計基準に従って計上された前年度の研究開発費

④ 第三者の確認書

- 費用の妥当性に関する確認書 等

手続のイメージ



- ※1 前年度の出願のうち、12月末までに提出されたものを対象とする。出願にあたって、事業者は公開請求を行い、公開までの期間を短縮。
- ※2 登録確認機関とは異なる主体を想定。

【参考】 研究開発費に係る会計基準

- 研究開発費の範囲については、会計上の基準における定義に従う。

研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針（ASBJ）

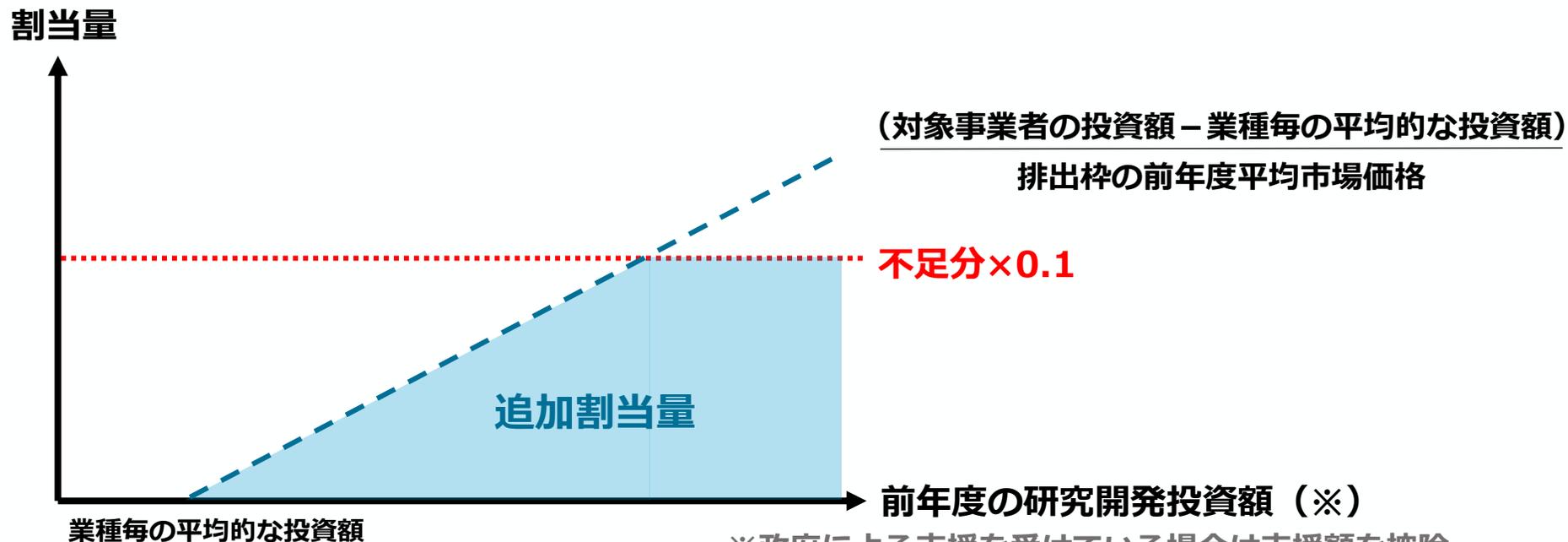
研究・開発の範囲

2. 「研究開発費等に係る会計基準」では、研究とは、「新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究」であり、開発とは、「新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品等」という。）についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化すること」とされているが、これら研究・開発の典型例としては以下のものを挙げることができる。

- ① 従来にはない製品、サービスに関する発想を導き出すための調査・探究
- ② 新しい知識の調査・探究の結果を受け、製品化、業務化等を行うための活動
- ③ 従来製品に比較して著しい違いを作り出す製造方法の具体化
- ④ 従来と異なる原材料の使用法又は部品の製造方法の具体化
- ⑤ 既存の製品、部品に係る従来と異なる使用法の具体化
- ⑥ 工具、治具、金型等について、従来と異なる使用法の具体化
- ⑦ 新製品の試作品の設計・製作及び実験
- ⑧ 商業生産化するために行うパイロットプラントの設計、建設等の計画
- ⑨ 取得した特許を基にして販売可能な製品を製造するための技術的活動

③追加割当量の算定方法

- 本措置による割当ては、積極的なイノベーション投資を行う事業者への配慮措置であることから、業種毎の平均的な水準を超えて研究開発投資を行う事業者に対して行うものとし、当該事業者が行った研究開発投資の額と業種毎の平均的な投資額の差分を排出枠価格で除した量の追加割当を行うこととしてはどうか。
- そのうえで、カーボンリーケージリスクの勘案措置における追加割当との同時適用を可能とすることも踏まえ、足下の削減努力についても引き続き促していく観点から、不足する排出枠の量の0.1倍を割当量の上限とする。



※政府による支援を受けている場合は支援額を控除。

【参考】GX分野の標準的な研究開発費の水準

- 算定に用いる平均的な研究開発投資額の基準については、売上高比研究費の指標として定め、これに各社の売上高を乗じて算定するものとする。
- 当該基準については、収益構造等の違いを考慮する観点から、以下の業種毎にそれぞれ定めることとする。

業種	売上高あたりのGX関連研究開発費の基準（案）
製造業	0.50%
エネルギー転換	0.10%
運輸業	0.02%
その他	0.04%

※令和6年科学技術研究調査における業種毎の売上高比研究費及び研究費全体に占めるエネルギー・環境関連分野の割合から算定。

【参考】 透明性を高めるための措置

- 制度の透明性や、事業者のコミットメントを高める観点から、割当を受ける事業者については、GX関連の研究開発の状況について移行計画に記載し、公表することとしてはどうか。
- 今後移行計画への記載を求める事項について検討するなかで詳細を決定。

措置の適用を受ける事業者に移行計画において求める公表事項（案）

① 出願情報のリスト

- 特許情報プラットフォームにおいて公開されているGX関連特許の出願情報（前年度出願分）の一覧

② 研究開発に取り組んでいるGX技術分野

- 上記の出願に該当するGX技術区分

③ GX技術分野における研究開発費

- 割当ての算定根拠となる研究開発費の総額（上記の出願に係る全ての研究開発PJの費用の合計。）

④ 関連技術の位置づけ

- カーボンニュートラル達成に向けた上記技術の位置づけを移行計画に記載

目次

1. 本日の審議事項

- これまでの議論の状況
- 制度開始前の削減努力の考慮
- リーケージリスクの緩和措置
- GX関連の研究開発投資状況の考慮

2. 次回以降の予定

次回以降の予定

- 次回は、ベンチマーク・グランドファザリングの割当水準について議論を行う予定。

- 7月2日（第1回）**
 - 小委員会の設置
 - 制度対象・算定・確認に関する考え方
- 8月7日（第2回）**
 - 割当ての全体像、基準排出量・活動量の考え方
- 9月18日（第3回）**
 - 割当てにおける勘案事項
（早期削減、リーケージリスク、研究開発投資）
- 10月中旬（第4回）**
 - ベンチマーク・グランドファザリングの割当水準
 - 上下限価格の具体的水準
 - 移行計画における記載事項 等
- 年末頃目途**
 - とりまとめ
- 2026年度4月**
 - 排出量取引制度の開始